新潟大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）は，「新潟大学ネーミングライツ事業実施規程」に基づき，施設等の有効活用及び教育研究環境を強化することにより，本学の価値を向上させることを目的としたネーミングライツ事業を実施にご賛同いただける事業者等を以下のとおり募集します。

１．ネーミングライツ事業とは

契約により，本学が事業者等（法人，法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体をいう。）に，本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し，命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

２．対象施設等

対象施設等名　五十嵐キャンパス　工学部 A2 棟　計算機実習室

３．募集の概要

①　契約期間（命名権の付与期間）

事業開始から 3 年以上 5 年以内（最長 5 年間を上限として更新可）

②　命名権料（年間契約額）の目安金額

年間 600,000 円程度（消費税及び地方消費税は別途。）

４．応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

①　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

②　行政機関から行政指導受け，改善がなされていないもの

③　社会問題を起こしているもの

④　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの

⑤　貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀

行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）

⑥　賭け事に関する業種に属する事業を行うもの

⑦　政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体

⑧　宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体

⑨　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

⑩　国税，地方税等を滞納しているもの

⑪　その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

５．命名権の付与条件

(1)　別称等

①　命名する別称等（法人等名，商標名，ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は，対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

②　大学の施設にふさわしい別称等として，以下に該当するものは使用できません。

・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
・政治活動，宗教活動，意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
・社会問題についての主義主張であるもの
・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
・たばこの広告や喫煙を促すもの
・美観風致を害するおそれがあるもの
・その他別称等として適当でないと本学が認めるもの

③　対象となる施設等の正式名称は変更せず別称等を命名することとし，原則，契約期間中は，別称等の変更をすることはできません。また，必要に応じて，正式名称を使用させていただくことがあります。

(2)　命名権者の特典

命名権者には，次の特典があります。なお，特典等の権利を第三者に譲渡，転貸することはできません。

①　命名権者は，ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン，インフォメーションボード等を設置できます。なお，別称等のサイン，インフォメーションボード

等の内容（デザインや大きさ等）等，設置場所及び設置方法については，本学と協議が必要です。

② 本学の公式ウェブサイト等において，別称等への変更のお知らせ等を掲載し，別称等を積極的に使用します。ただし，パンフレット等の印刷物については，別称等使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては，費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

③ 命名権者は，命名権者であることをＰＲすることができます。

④ 命名権の付与期間（契約期間）終了の 3 ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は，当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。

⑤ その他，希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

６．別称等の表示，使用等に伴う費用負担

① 別称等のサイン，インフォメーションボード等の設置，変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は，命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）

② 別称等の使用開始日において，別称等のサイン，インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても，契約期間及び命名権料に変更はありません。

③ 別称等のサイン，インフォメーションボード等が破損等した場合，又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は，すべて命名権者の負担とします。

④ 屋外広告物を設置する場合は，新潟市の「新潟市屋外広告物条例」へ対応するため，設置物によっては，命名権者が新潟市への設置申請を行う必要があり、費用を負担していただく場合があります。くわしくは新潟市のホームページ「屋外広告物に関すること」をご覧ください。

７．現場説明会

現場説明会を希望される場合は，事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

８．応募方法

⑴ 提出書類

① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）

② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）

③ 定款，寄附行為その他これらに類する書類

④ 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）

⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

⑥ 国税，地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）

⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類

⑧　申請時から過去５年間において，行政機関等から処分を受けたことがある場合は，その内容及び再発防止策を記載した書類（A4 サイズ１枚程度）

⑵　締め切り

令和８年 11 月 30 日（月）17：00 必着

９．選考方法

本学が設置するネーミングライツ選考委員会において，応募の趣旨，応募資格，応募条件（命名権料，契約期間），別称等その他の提案内容，経営状況等を総合的に判断し選考します。また，応募者が１者のみの場合も，命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。なお，応募者の多寡に関わらず，採用とならない場合もあります。

10．選考結果の通知，公表

選考結果は，すべての応募者に通知します。審査の結果，選考基準を満たす者がいない場合には，命名権者を選考しないこととします。また，本学の公式ウェブサイト等で公表します。

11．契約の締結

本学は，命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後，その事業者等名，施設等の「別称等」，命名権料，契約期間等を公表します。ただし，命名権料については，命名権者が非公開を希望した場合，非公開とすることもあります。

12．命名権料の納入

原則，本学が発行する請求書で指定された期日までに，年度ごとに一括で納入することになります。ただし，初年度分については，協議のうえ，決定します。

13.リスクの分散

新たに設置したインフォメーションボード等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は，命名権者が負うこととします。

14．契約の解除

本学は，以下に該当するとき，命名権の付与を取り消し，契約を解除できることとします。この場合，契約解除に伴う原状回復に必要な費用は，命名権者の負担とし，既納の命名権料は返還しません。

①　契約の締結及び履行に際し，不正の行為を行ったとき。

② 正当な理由なく，契約に定める義務を履行しないとき。
③ 契約に定める条項に違反したとき。
④ 事業者等が，法令，甲の規程等に違反し，又はそのおそれがあるとき。
⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
⑥ 事業者等の都合等により，契約に定める義務の履行が困難となったとき。
⑦ その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

15．その他留意事項

① 申込みに要する経費等は，すべて申込者の負担とします。
② 提出された書類は，返還しません。
③ 提出された書類は，必要に応じ複写します。
④ 提出された書類は，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

16．スケジュール

(1) 公募期間：公告日～令和 8 年 11 月 29 日（日）17 時まで
(2) 応募書類締切：令和 8 年 11 月 30 日（月）17 時必着
(3) 事業者選考：令和 8 年 12 月（予定）
(4) 契約締結：令和 9 年 1 月（予定）
(5) 事業開始：令和 9 年 3 月（予定）

17．申込書の提出先及び問合せ先

新潟大学サポーター連携推進室
〒950-2181 新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地
TEL：025-262-6010
FAX：025-262-7796
E-mail：kikinjimu@adm.niigata-u.ac.jp

（参考）
新潟大学ネーミングライツ事業ガイドライン
https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/11/nr_guideline_202511.pdf

対象施設 五十嵐キャンパス　工学部 A2 棟　計算機実習室

（施設の概要）

■施設名称：工学部 A2 棟　計算機実習室

■設 置 年：平成 7 年設置

■面　　積：309 ㎡

■用　　途：工学部の知能情報システムプログラム、電子情報通信プログラム、人間支援感性科学プログラム及び大学院の情報関係の授業で使用。
年間利用者 延べ約 30,000 名



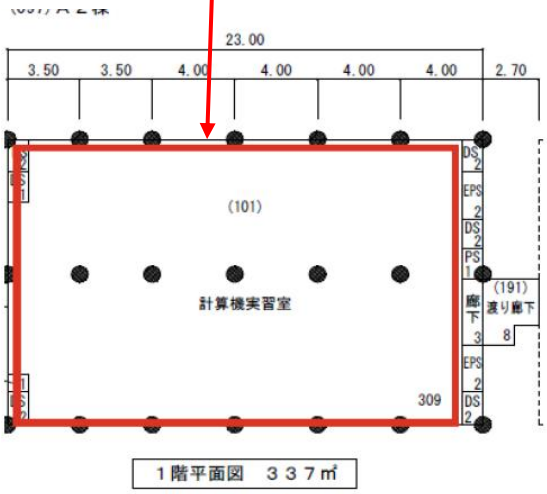

1階平面図　３３７㎡



